

相模原市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成15年2月12日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成18年5月23日

相模原市監査委員 田中勝年

同 栗原 勤

同 久保田義則

同 岸浪孝志

- 1 監査対象事務
放置自転車等防止対策及び違法駐車等防止対策について
- 2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日
平成15年2月12日
- 3 市長から措置を講じた旨の通知があった日
平成18年5月19日
- 4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容
都市部駐車場対策課所管事務

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 現地調査で、商業施設、娯楽施設等の近辺の歩道等で、大量の放置自転車等を確認した。 現在、これらの施設について、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合推進に関する法律」に規定する、自転車等の駐車場に関する附置義務制度の導入について検討されているが、実効性を担保した制度を早急に導入されたい。</p> <p>(2) 現地調査で、14駅周辺の放置禁止区域と下溝駅及び番田駅周辺の日曜日の放置自転車等の台数調査を実施したところ、平日の約1.9倍の6,942台を確認した。 放置防止対策の目的である「良好な生活環境の保持及び円滑な防災活動の場の確保(放置防止条例第1条)」を達成し、身体障害者、高齢者等の歩行の安全及び救急消防活動の円滑な遂行環境の確保のため、日曜日等の休日においても、移動作業等の放置防止対策の実施に努力されたい。</p>	<p>(1) 新規に開発行為等を行う場合の商業施設等における附置自転車駐車場につきましては、従来、開発行為等指導要綱に基づき設置を指導してきましたが、平成18年4月1日に開発事業基準条例を施行させ、附置義務制度の確立を図りました。</p> <p>(2) 平成17年度においては、相模大野駅周辺で10月から、休日等に指定地域放置防止監視員(ガードマン)を配置しており、平成18年度は年間を通して配置しております。 また、平成17年度から放置自転車の一原因である短時間利用者のために、駅周辺の歩道等を利用した路上自転車等駐車場(最初の2時間無料、その後時間単位で課金する)を、相模大野駅周辺に3箇所、橋本駅周辺に1箇所整備するなど、放置防止対策の強化を図っております。</p>